

通二普通合第一五二八號

大正十五年六月二十四日

第一課
第二課

外務次官 出 淵 勝

海軍次官 大 角 崑 生 殿

西國夏季標準時制定ニ關スル件

本件ニ關シ今般在西太田公使ヨリ別紙寫ノ通報告アリタルニ付右茲

水路局

ニ送付ス

0577

別紙添付(已號用紙)

官房受

軍令部
六月廿五日
陸軍
接
部
軍
令
部
六
月
廿
五
日

部路水
15.7.1
受

15.7.2
三令軍

15.6.26
日

外務省

(写)

總務部附

水路局官房

(中村)

(印)

(印)

(印)

火山
門

火山
門

火
山
門

15.6.26
三令軍

15.7.1
受

15.6.26
日

公第九二號 大正十五年五月十三日

在西特命全權公使太田爲吉

外務大臣男爵幣原喜重郎殿

西國夏季標準時制定報告ノ件

當國ニ於テハ夏季晝間長キ時ニ於テ燃料及電力ノ經濟並ニ國際的
項ノ連絡及其調節ノ爲一九一八年一九一九年一九二四年ヲ三回ニ涉
リ夏季標準時ニ關スル件ヲ制定シテ之ヲ實施シタルコトアリシカ今
年以降ハ右制定ヲ毎年實施スルコトニ決シ四月九日附ヲ臘テ左記ノ
勅令ヲ公布シタリ

第一條

夏季標準時施行ヲ開始スヘキ四月ノ日時並ニ平時標準時ニ複歸スヘ

キ十月ノ日時ハ毎年閣議ノ決定ニヨリ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條

本年四月十七日二十三時ヨリハ平時標準時ヲ六十分進マシメタルモ

ノヲ夏季標準時トナス

第三條

來ル十月二日二十四時ヲ以テ平時標準時ニ復歸スルモノトス(以下略)

右報告申進ス

總務省
十月二十日
ハセヨウノ

0579

2